

随意契約理由書

(件名) 止水弁取付工事(渇水対策)

孝子浄水場（自己水）の水源である逢帰ダムについては、例年、梅雨及び秋に発生する台風等による降雨を貯水することで、年間分の使用水量の大半が賄われている。しかしながら、令和4年から令和5年にかけては、例年に比べて雨量が非常に少なく、令和5年4月には当該ダムの水がほぼ枯渇する状況となった。本渇水に伴い、受水量を制限する必要が生じることとなったが、孝子浄水場から配水している一部の地域（孝子地区など約200世帯）においては、長期に断水が発生するおそれがあることから、別系統の水が入る深日配水池から孝子浄水場に逆送することで対応することとし、応急的に対策工事を実施することで、ダム水の渇水対策を行ってきたところである。

今般の大雨が降ったことに伴い、ダムの貯水量が回復してきたため、運用を順送りに戻すこととしたが、深日配水池に濁り水が流入する恐れがあることから、配水池の直前に不断水止水弁とドレン管を早急に設置する必要がある。については、前年度から渇水対策関係の工事を実施し、現地に精通している株式会社岬水道商會に確認したところ、早急に資機材及び人材の準備が可能であると回答があったことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定に基づき、株式会社岬水道商會と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用第13条関係(1)⑦の規定により比較見積りを省略する。